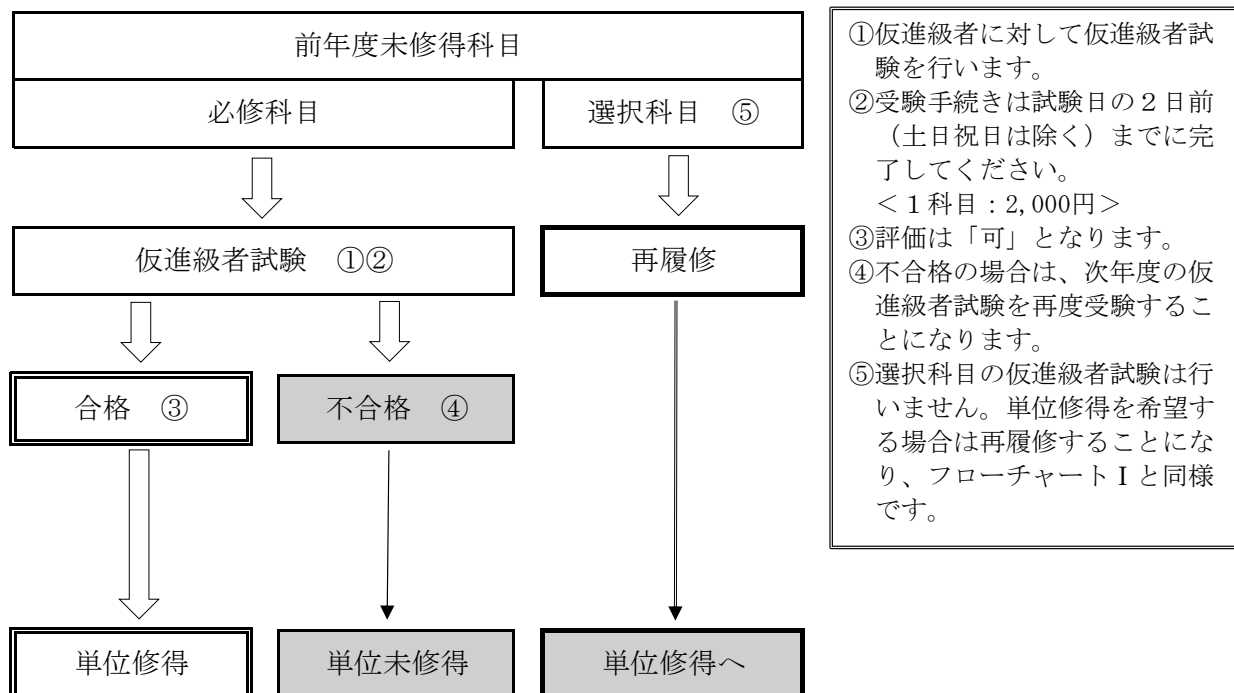


## 仮進級の場合の単位修得<フローチャートⅡ>



### ☆追試験・再試験の手続き方法等

定期試験を欠席した場合には追試験、定期試験が不合格だった場合には再試験が実施されます。  
 <<履修登録から単位修得まで<フローチャートⅠ>を併せて参照してください。>>

- ①試験欠席届 ————— 正当な理由によりやむを得ず定期試験を欠席した場合は、試験終了後1週間以内に必要書類（診断書、公共交通機関発行の遅延証明書など）を添付の上でリハビリテーション科学課に届け出が必要です。届け出がない場合、その科目は「履修無効」となります。
- ②追試験 ————— 定期試験を欠席し、その理由が正当と認められた場合に実施され、受験手続きが必要です。（受験料：無料）また、正当な理由と認められない場合は、追試験は受験できなくなり、その科目の評点は0点となります。
- ③再試験 ————— 定期試験の結果、不合格（60点未満）となった場合に実施され、受験手続きが必要です。（受験料：1科目2,000円）
- ④履修無効 ————— 定期試験を欠席し、試験終了後1週間以内に「試験欠席届」の提出がない場合、その授業科目は「履修無効」となります。
- ⑤受験手続き ————— 追試験、再試験を受験するには、その科目の試験日の2日前までに受験申込手続きを完了してください。
- ◎再試験受験手続き<証明書自動発行機 1科目2,000円>
- ◎追試験受験手続き<リハビリテーション科学課窓口 無料>